

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 5 号
件 名	新潟市における特別支援教育を充実させるための予算措置について
紹 介 議 員	渡辺有子、五十嵐完二、飯塚孝子、倉茂政樹、平あや子、宇野耕哉、細野弘康、小柳 聡、高橋聡子、石附幸子、中山 均
要 旨	<p>新型コロナウイルス感染症拡大は、児童生徒の学校生活に大きな影響を与えています。</p> <p>とりわけ、多様な障がいを持つ児童生徒への特別支援教育においては、特別な配慮が必要となっています。このような特別支援教育を、教師と連携しながら現場で支えているのが特別支援教育支援員（以下、支援員）の職務です。</p> <p>しかし、新潟市は平成31年度から、それまでの支援員の勤務時間を、児童生徒の在校時間をカバーする6.5時間から5.5時間へと短縮しました。さらに、今年度は6.5時間、5.5時間、4時間と3種類の勤務形態が存在する中で、令和3年度に向けて勤務時間を一本化する方針とのことです。</p> <p>市教育委員会は、私たち労働組合への回答として、具体的な時間数は検討中としつつ、「財源の制約の中で必要な支援員の人数を確保するために、1人当たりの勤務時間を削減せざるを得ない」とも述べています。このような流れからは、6.5時間勤務がなくなることが危惧されます。</p> <p>私たちの調査でも、「児童生徒が学校にいるのに、後ろ髪を引かれる思いで退勤しなければならない」、「担任の教師や他の支援員との情報共有や相談ができない」など、多くの支援員からの声が寄せられています。また、予算削減と配置基準の問題から、支援員が配置されていない学校もあります。現在は、支援員と担任教師の強い使命感で、何とか学級を維持していますが、新型コロナウイルス感染予防への対応なども増え、既に限界となっています。支援員の勤務時間と配置は、特別支援教育の内容、質だけでなく、児童生徒の命にも関わる問題です。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	<p>令和2年9月17日</p> <p>第1項 第2項</p> <p>} 文教経済常任委員会</p>
受 理	令和2年9月8日 第248号

請願第 5 号

また、このような支援員の勤務体制と配置の充実は、新潟市教育ビジョンや新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（共生のまちづくり条例）が掲げる、インクルーシブ教育システムを推進するものとなります。

以上のことから、下記についてお願いいたします。

記

- 1 特別支援教育支援員の勤務時間を 6.5 時間以上とすること。
- 2 全ての特別支援学級に支援員を配置すること。